

養老川漁業協同組合 内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ及びわかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場の区域内においては、手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
四手網	網目の大きさ 1.6cm以上

3 次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から30日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から6月30日までの間で組合が定めて公表する日から9月30日まで及び12月1日から12月31日まで
こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から10月30日までの間で組合が定めて公表する日から3月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
女房淵（市原市飯給） 立野下の瀬（市原市山口字立野下） 二瀬上流（市原市平沢） 般若橋上流（市原市田尾） 五反目乱杭（市原市上原） 高坂下（市原市高坂） 相川淵（市原市相川） 足ヶ谷（市原市大坪字足ヶ谷） 修業橋から上流（夷隅郡大多喜町会所及び栗又） 桧川（夷隅郡大多喜町栗又） 不動橋から上流の小田代川（夷隅郡大多喜町面白及び小田代） 小倉野部落町道の橋から上流の夕木川（大多喜町大田代及び筒森）	4月10日から5月31日まで

2 投網禁止区域

次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、投網をしてはならない。

区域	期間
小山橋から砂防ダムまで （市原市徳氏及び田淵旧日竹） 老川橋上下流各600m （夷隅郡大多喜町小田代） 国本稲淵から大久保鉄橋下まで （市原市国本） 旅館喜代元下から中瀬キャンプ場2つ目の渡まで （市原市戸面から大多喜町葛藤）	1月1日から9月25日まで 10月1日から12月31日まで

3 あゆを対象とするルアー釣りは全区域において禁止とする。

4 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	18cm
うなぎ	23cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児、小中学校の生徒、肢体不自由者の者のときは無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

一 手釣・竿釣による遊漁の場合（一般遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）
こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ	手釣・竿釣	1日	660円
		1年	4,400円
あゆ	手釣・竿釣	1日	2,200円
		1年	7,700円

二 その他の場合（特別遊漁料）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）
あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ	たも網、さ手網、四手網、投網	1年	11,000円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

(1) 養老川漁業協同組合（市原市国本64-1）

(2) 組合指定販売店

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第9条 この漁場の区域及びア表の全ての漁場の区域において、イ表左欄の魚種を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者について、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けた場合は、第2条、第7条及び第8条の規定は適用しない。

ア表

漁場の区域（漁業権番号）
養老川（内共第1号）、小櫃川（内共第2号）、湊川（内共第3号）、夷隅川（内共第4号）、南白亀川（内共第5号）、栗山川（内共第6号）、手賀沼（内共第7号）、印旛沼（内共第8号）、与田浦（内共第9号）、利根川（内共第10号及び内共第11号）

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）（消費税込）
あゆ、にじますを除く漁業権対象魚種	手釣・竿釣	6,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

(1) 千葉県内水面漁業協同組合連合会（千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館5階）

(2) 養老川漁業協同組合（市原市国本64-1）

(3) 小櫃川漁業協同組合（君津市川俣旧押込60-1）

(4) 湊川漁業協同組合（富津市長崎303-2）

(5) 夷隅川漁業協同組合（夷隅郡大多喜町小谷松47-2）

(6) 南白亀川漁業協同組合（長生郡白子町剃金2727）

(7) 栗山川漁業協同組合（香取郡多古町多古1037）

- (8) 手賀沼漁業協同組合（柏市曙橋1）
- (9) 我孫子手賀沼漁業協同組合（我孫子市我孫子新田子の神下101）
- (10) 印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外埜1622-2）
- (11) 佐原漁業協同組合（香取市扇島1840-1）
- (12) 北総漁業協同組合（香取市阿玉川872-1）
- (13) 笹川漁業協同組合（香取郡東庄町笹川い5214-6）
- (14) 中利根漁業協同組合（銚子市桜井町76-1）
- (15) 千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店

3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（試験研究等を目的とする採捕）

第13条 試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、この規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

附則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき交付された遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。

一部改正

この規則は平成26年10月1日から施行する。

一部改正

この規則は平成29年4月1日から施行する。

一部改正

この規則は令和元年10月1日から施行する。